批評・紹介

周藤吉之著
宋・高麗制度史研究

矢木　毅

先年惜しくも逝去された中國宋代史研究者の周藤吉之氏（一九〇七―一九九〇）は、中國社會經濟史の分野におけるパイオニアとして、つとに『中國土地制度史研究』（一九五四）、『宋代經濟史研究』（一九六二）、『唐宋社會經濟史研究』（一九六五）の三大主著を發表され、特に中國土地制度史の分野において不朽の業績を殘しておられるが、以後も周藤氏の研究意欲は衰えを知らず、『宋代史研究』（一九六九）、『高麗朝官僚制の研究』（一九八〇）その他の著作を次々と發表され、後年は特に宋と高麗の政治・財政・兵制・儀禮などの比較研究を自らその研究主題として掲げておられた。その企圖の中途に斷絶してしまわなければならなかったことは、天壽とはいえ惜しみても餘りある事柄と言わなければならない。

周藤氏晩年の研究動向は、三大主著における社會經濟史の分野から漸次職官制度史の分野へとその關心領域を擴大し、唐宋の變革を財政機構の變遷という側面から詳述した一連の三司研究や、東アジア世界の文化交流を北宋官僚制度の高麗への移入という側面から詳述した一連の高麗官僚制度研究などは、それぞれ前掲『宋代史研究』『高麗朝官僚制の研究』に收錄されて學界の高い評價を勝ち得ている。ところがこの三司研究、高麗官僚制度研究ともつながりの深い周藤氏の他の幾つかの研究論文は、いわば前掲二著の繼續研究として改めて一册の著書に收錄される期日を待ちながら、ついに周藤氏御本人の手によっては編輯・校訂の機會を與えられることがなかった。今回その御遺志を汲んで改めて學界に提供された周藤氏第九册目の研究論文集が、靑山治郎氏・柳田節子氏の編輯に係る本書『宋・高麗制度史研究』の成立である。

本書所收の論文十五篇、書評一篇は、いずれも雜誌論文としては既發表のものばかりであり、發表以後既に相當の年月を經て各方面からの檢討・評價も行われている現狀を勘案すると、今更めいた書評にはいささか憚られる向きも存するが、評者の今回の目論みとしては、これを周藤氏の他の一連の諸研究の中に位置づけることによって、周藤氏本來の研究構想を再構成し、延いては周藤氏が天壽によって果たし得なかった研究展開の方向性をも探っておきたい。

なお本書附錄には斯波義信氏の作成に係る周藤吉之氏の著作目錄が掲載されており、以下論文引用の際にはこの著作番號を附記して閲覽の便に供することとするが、それにつけてもこの主著（A一―八、本書はA九に當たる）、共著（B一―五）、論文・論評・書評（C一―一三七）にわたる周藤氏の巨大な足跡を前にする者は、その乾乾たる歩みに覺えず畏敬の念を禁じ得ないであろう。

以下個々の論文について詳しく紹介する。

前篇　宋代政治經濟制度研究

前篇には靑苗法その他王安石の新法に關連する一連の研究論文七篇、財政機構の變遷に關連する一連の研究論文二篇、及び王雲海著

『宋會要輯稿考校』に對する書評一篇を收錄する。

一　北宋末・南宋初期の私債および私租の減免政策――宋代佃戶制再論――（C一一六）

二　北宋前期の擧放・課錢と王安石の青苗法――有利債負法をめぐって――（C一一二）

三　王安石の青苗法の起原について（C一一一）

四　王安石の青苗法の施行過程㈠（C一一三）

五　北宋末における青苗法の施行（C一一七）

六　青苗法における客戶の貸付規定（C一一五）

七　保甲法における上下の分と逃亡の法――特に敎閱保甲路について――（C一二一）

右七篇は王安石の新法、特に青苗法の分析を通して宋代鄕村社會の解明を試みた勞作であって、主著『中國土地制度史研究』以來、周藤氏にとっては最も中心的な研究課題として位置づけられてきたものである。

北宋前期の一般農民や佃戶は多く生活に苦しんでいたので、災傷時には政府がしばしば田稅を減免したが、佃戶はこの恩典に與からず、多くの佃戶が重い私租と私債とに苦しんでいた。このため北宋末・南宋初期に至って政府は私租・私債の減免政策を實行したが、これらはあまり效果的には實施されていなかった（C一一六）。

また北宋前期の一般農民や佃戶は多く生活に苦しんでいたので、端境期などには有力地主から高利の貸付を受けていたが、その形態には錢穀を前貸して收穫時に絹布や穀物を折納させるもの（擧放）、見錢を貸與して利子つきで見錢を返濟させるもの（課錢）などがあり、いずれも半年でほぼ一倍の利息を取って農民の生活を苦しめていた。このため政府では有利債負法を定めて一倍以上の高利貸付を禁じるとともに、預買絹などを行って農民に錢穀を貸與したが、これらはいわば官自らが低利で擧放・課錢を行ったものといえよう（C一一一・一一二）。

王安石の青苗法は、これら一連の先行法、特に陝西青苗錢の法を基礎として、常平倉所管の見錢を一般農民に貸與し、收穫時に穀物もしくは見錢によって返濟させる制度であって、これにより常平倉の錢穀を充實させ、兼ねて一般農民を高利貸付から保護することをその目的としていたが、實際には見錢による返濟を強要し（徵錢）、二分の利息を取り（取息）、貸與を希望しないものにまで青苗錢を割り當てる（抑配）、などとして舊法黨からの激しい論難があり、また常平倉の錢穀はその大半が取息を目的とする青苗法の運營資金として民間に散出され、却って災傷時の賑貸という常平倉本來の機能をも破壞しつつあったので、後にはこれらの舊法黨の主張を一部取り入れて、常平倉の錢穀はその一半を舊來の糴糴法の財源として確保し、その殘餘のみを青苗法の財源に充てさせることとした（C一一三）。

哲宗・元祐年間に至って舊法黨が政權を擔當すると、一連の新法とともに青苗法もまた一旦は廢止されたが、紹聖年間に至って哲宗が親政を開始し、新法黨が再び政權を擔當すると、一連の新法とともに青苗法もまた復活した。徽宗朝・欽宗朝においても青苗法は引き續き施行されたが、復活以後の青苗法においては取息を一分に止め、運營實績による推賞も行わないこととして、一部舊法黨の主張を受け入れた折衷法の形が取られている。この糴糴法及び青苗法の併用によって、一時常平倉の財政は相當程度に潤ったが、その蓄積

も徽宗朝における奢侈・軍興によって消耗され、青苗法創設の本來の意味が失われてきたので、南宋では舊法黨の立場からこの青苗法を廢止した（C一一七）。

青苗法は本來鄕村の主戸を對象とする低利貸付の制度であるが、鄕村には主戸以外にも多數の客戸が存在して有力地主の高利貸付に苦しんでいたので、王安石は客戸に對しても主戸の保證の下に青苗錢の貸與を行うこととした（C一一五）。これによって青苗錢の資金回轉率は一層高まったが、反面、貧下の主戸や客戸に對して青苗錢の貸與を行えば、それだけ資金回收のリスクが高くなり、缺損分を關係保證人に賠償させるなどして鄕村秩序そのものを破壞することにも成りかねない。舊法黨はこの點をも激しく論難したが、王安石は別途に保甲法を立案して鄕村秩序の再編にも着手した。

保甲法では一般に保正・保長（有力主戸）と保丁（一般主戸）との間に上下の分を認め、保正長を主軸とした鄕村秩序の再編が構想されているので、こうした秩序の破壞につながる行爲――保丁が保長を鬪毆・罵詈し、保長が保正を鬪毆・罵詈し、また保甲の農民が逃亡して軍事訓練（敎閱）を免れようとする場合など――に對しては一般の量刑よりも重い量刑が課せられて、いわゆる上下の分に對する法制面からの裏づけが與えられていた（C一二二）。この事實は周藤氏の構想においては宋代の地主＝佃戸間の法的身分關係とも結びつけられており、保正長＝保丁間の上下の分と地主＝佃戸間の上下の分は、有力主戸と中小主戸（一部に客戸を含む）、有力主戸とその佃戸という位相の相違があるにもせよ、大經營の中に包括された自作・小作の小經營農民の存在形態として、本質的には同一の社會關係を表示するものとの構想を抱かれていたもののようである。

要するに右七篇は青苗法その他王安石の新法を通して宋代鄕村社會の解明を試みた勞作であって、その歷史的性格規定については廣く宋元明淸史を通觀する立場からこれを立論していかなければならないが、この點、斯學のパイオニアであられた周藤氏御本人によって今一步踏み込んだ槪念提起が行われていたとするならば、後學に裨益するところ大なるものがあったであろう。

八　北宋における提擧在京諸司庫務司と提點在京倉草場所の興廢（C一〇五）

九　北宋中期における戶部の復立――左右曹を中心として――（C一〇六）

右二篇は北宋財政史の展開を中央財政機構の變遷という側面から詳述した勞作である。

北宋では三司が國家の財政を統轄し、これを計省などとも呼んで中書門下・樞密院と並ぶ最も重要な國家機關の一つとして位置づけられていたが、その機構は鹽鐵・度支・戶部の三部から成り、鹽鐵七案（兵・胄・商稅・都鹽・茶・鐵・設）、度支八案（賞給・錢帛・糧料・常平・發運・騎・斛斗・百官）、戶部五案（戶稅・上供・修造・麴・衣糧）がそれぞれ國家の財政文書行政を分擔處理していった（C九九　北宋に於ける三司の興廢）。

國家の財政を統轄する三司には、その外局として提擧在京諸司庫務司と提點在京倉草場所の兩司があり、この兩司の管轄下には京師の多數の財務機關が存在して種々雜多な錢穀物品の管理を行っていたが、『宋會要輯稿』職官・食貨などによってその機構と職掌とを整理すれば、これらの雜多な下級財務機關を統轄する三司の財政把握がいかに廣汎なものであったかが明示されよう（C一〇五）。

しかしながら神宗朝に至って王安石の新法が開始されると、常平・免役・農田・水利などの一連の新法は司農寺の管轄下に歸屬し、また三司の胄案・修造案がそれぞれ軍器監・將作監として獨立するなどして、三司の財政上の權限は次第に縮小され、ついに神宗・元豐五年に至って三司の官制は廢止された。これによって戶部は再び國家の財政を統轄し、舊來寄祿官化していた戶部の長貳（尙書・侍郎）及び郎官（郎中・員外郎）がはじめて司存の職掌を實行することとなったが、その際、司農寺の管轄下にあった新法關係の財政は新たに戶部右曹に移屬され、この右曹の財政だけは侍郎の專管事項として、本來の長官たる戶部尙書の關與を許さないこととした。以後、新法による收益は朝廷錢物という名目の下に備蓄（封樁）され、戶部尙書（左曹）の管轄する戶部錢物とは別個の財政次元を形成するに至ったが、この朝廷錢物の分管體制は新法の廢止以後も繼續され、新法の復活を經て次第に擴大增加していった。このため左曹所管の戶部錢物はかえって窮乏化する程であったが、こうした朝廷錢物における蓄積も結局は徽宗朝における奢侈・軍興などによって消耗され、これは北宋滅亡の一要因となったのである（C一〇六）。

要するに右二篇は北宋財政史の展開を中央財政機構の變遷という側面から詳述した勞作であって、前著『宋代史研究』所收の一連の三司研究に對し、右二篇はその繼續研究としての位置を占めているが、その考察は單なる職官制度の沿革記述にのみ止まらず、北宋の政略と軍略とによって形成されていったさまざまな財政次元の變遷を明らかにすることによって、その政治史や黨爭史などにおいても一つの重要な視座を提示してくれているものといえよう。

一〇　王雲海著『宋會要輯稿考校』（C一三五）

右一篇は表題の著書に對する周藤氏の書評であるが、ここでは紹介を省く。

後篇　高麗官僚制度研究

後篇には宋朝から見た高麗官僚制度の比較制度史的研究四篇を收錄し、附篇として新羅・崔致遠の關連事例研究二篇を收錄する。

一一　宋と高麗との關係――宋側から見た高麗の官吏制度――（C一一九）

一二　高麗朝の京邸・京主人とその諸關係――唐末・五代・宋の進奏院・邸吏および銀臺司との關連において――（C一三〇）

一三　高麗初期の功臣、特に三韓功臣の創設――唐末・五代・宋初の功臣との關連において――（C一三一）

一四　高麗初期の中樞院、後の樞密院の成立とその構成――唐末・五代・宋初の樞密院との關連に於いて――（C一三二）

右四篇は高麗官僚制度を北宋官僚制度との比較という觀點から分析する勞作であって、前著『高麗朝官僚制の研究』以來、周藤氏にとっては晚年の中心的研究課題として位置づけられてきたものである。もっとも內一篇（C一一九）は前著の執筆に先立って發表された講演記錄であり、その着想はすべて前著において具體的に展開されているので、ここでは他の三篇についてのみ、その內容を紹介することとする。

唐末・五代の藩鎭は朝廷との連絡機關として京師に京邸（進奏院）を置き、この進奏院に各種の諜報活動などをも行わせていた

が、北宋では藩鎮を廃止して進奏院を政府の機關とし、これを樞密院の通信銀臺司の管轄下に置いたため、以後の進奏院は政府の詔敕や地方の上奏などを取り扱う單なる傳達の環にしか過ぎなくなった。一方、地方豪族勢力の事實上の割據狀態が續いていた高麗國初においても、王京には地方豪族勢力のための京邸が設けられ、朝廷では努めてこの豪族勢力に對する中央集住の政策を推進していたが、中央官僚化した豪族層はその本貫の事審官に任命されることによって、依然として地方の行政に關與する權限を保留していった。事審官は朝廷と州縣との連絡機關（京邸）を監督するものであって、京邸からは吏が遣わされて州縣（祿邑）における租稅の督促などを行い、また州縣からは其人（一種の上計吏）が遣わされて京邸その他中央官衙における使役に服していた。成宗朝以降、高麗では中央集權體制が確立し、中央派遣の民政官（守令）による州縣の支配が行われるようになったが、以後も事審官の制度は守令の制度と並立して存續していった。これは高麗地方行政上極めて注目すべき特徴である（C一三〇）。

また唐朝では國初より功臣を優遇し、なかでも太宗・貞觀十七年に長孫無忌以下二十四人の功臣を凌煙閣に圖畫させた故事は著名であるが、德宗・興元元年の「奉天定難功臣」號の制定以來、唐末・五代の軍事的契機によって次第に功臣號が濫發され、これらはほとんど無意味な名譽徽章とまで看做されるに至ったので、ついに北宋の神宗・元豐元年に至って一旦功臣號の制度は廢止された。高麗では唐朝凌煙閣の故事を繼受して、太祖二十三年に神興寺に功臣堂を置き、その東西壁に三韓功臣を圖畫させたが、これ以後も特に功勞のあったものについては功臣堂に圖畫させて、これを三韓後壁上功臣といった。また宰臣その他功勞のあったものについては二字づつの功臣字を加え、例えば『三國史記』の撰者としても著名な仁宗朝の宰臣金富軾は「輸忠定難靖國贊化同德功臣」の十字を加えられているが、これらの功臣字の制度は北宋での廢止後も高麗では存續した（C一三一）。

周藤氏は右二篇の論考において、特に高麗國初における功臣勢力の復元にも意を用いておられるが、その成果は史料に乏しい高麗國初史の研究において、極めて本質的かつ重要な示唆を含んだものといえよう。

なお殘る一篇（C一三二）は北宋樞密院との對比において高麗樞密院の機構と職掌とを分析した勞作であるが、評者はこの比較制度史的な研究において、やや機械的な類推に過ぎるものを感じた。周藤氏は高麗樞密院の職掌を北宋樞密院との關係において考察され、この北宋樞密院には兵・吏・戶・禮の四房に、後に刑房を追加した五房が存在するところから、高麗樞密院の職掌に關してもこれを五房の職掌に類比して檢討していこうとされる。しかしながらその吏房に類比すべき職掌として、例えば周藤氏が次の王冲墓誌などを提示されるとき、その論證は必ずしも當を得ているものとは言えないようである。

累遷……兵部侍郎・樞密院左承宣、吏部侍郎・知奏事、樞密院副使・左散騎常侍、吏部尚書。自承宣至尚書、參裁銓選十三度、人稱公正無私意。

右の王冲が人事選考（銓選）に參與し得たのは、あくまでも兵部侍郎・吏部侍郎・吏部尚書の職權においての事柄であって、彼が兼帶していた樞密院の官銜は、人事行政そのものにおいては何らの權限

をも持つものではない。周藤氏は侍郎・尚書の官銜を北宋官制と同様の單なる寄祿官と看做す立場をとっているので、その論理的歸結として見れば右の銓選事項を樞密院の管轄とされるのも當然であるが、そもそも高麗樞密院は必ずしも政策擬定機關としての發達を示さず、また高麗六部は必ずしも司存の職掌を喪失してはいないので、これを北宋官制からの機械的な類推によって論斷することはできないようである。

要するに右四篇は高麗官僚制度を北宋官僚制度との比較という觀點から分析した比較制度史的研究であって、その行論にはやや機械的な類推も多く、高麗官制獨自の契機が見失われている傾向もないではないが、何より關連事項を的確に收集分類される周藤氏の博識は後學に裨益するところ多く、前著『高麗朝官僚制の研究』と同様に斯學の必讀の文獻となっている。

一五　新羅末の文士崔致遠傳――とくに同年進士の友顧雲の事蹟について――（C一三四）

一六　唐末淮南高駢の藩鎭體制と黄巢徒黨との關係について――新羅末の崔致遠の著『桂苑筆耕集』を中心として――（C一三三）

右二篇は新羅・崔致遠の『桂苑筆耕集』を題材とする事例研究であって、高麗官僚制度研究とは直接の關係は無いが、周藤氏にとっては事實上最後の研究論文に當たることもあって、便宜上、後篇の附錄として收錄されている。

崔致遠は少くして唐朝に留學し、懿宗・咸通十年（乾符元年）に禮部侍郎裴瓚の牓下に登第して、後に淮南節度使高駢の幕下に入り、その書記官（從事）として大いに文筆を揮ったが、その同僚には同年進士の顧雲がおり、兩者は深く友人關係として結ばれていた。この顧雲は高駢が黄巢追討のための諸道行營都統を罷免され、さらに鹽鐵轉運使をも罷免された際、遣わされてその不當を訴える上奏文を草し、言辭不遜にわたった人物として著名であるので、周藤氏はまず唐末の諸史料を檢索して顧雲の傳記を明らかにしようとした（C一三四）。この種の史料の收集は周藤氏の最も得意とされるところである。

また『桂苑筆耕集』には淮南節度使高駢の藩鎭體制、及び黄巢の亂に關連する諸史料が豐富に含まれており、周藤氏はこの二點についても紹介・分析を試みている（C一三三）。周藤氏にはつとに一連の藩鎭研究における業績もあり（C四一　五代節度使の支配體制）、本篇はその補足・事例研究として位置づけておくこともできよう。

要するに右二篇は『桂苑筆耕集』の內容を幾つかの觀點から紹介・分析した事例研究であって、必ずしも制度史研究としての新味は無いが、それでも唐末藩鎭研究における『桂苑筆耕集』の史料としての魅力・可能性は、これによっても十分に窺知することができよう。

以上縷說したところをまとめながら、結語を述べることとする。

中國宋代史研究者の周藤吉之氏は、中國社會經濟史の分野におけるパイオニアとして『中國土地制度史研究』『宋代經濟史研究』『唐宋社會經濟史研究』の三大主著を發表され、特に中國土地制度史の分野において不朽の業績を殘しておられるが、後年、職官制度史へとその關心領域を擴大していった周藤氏は、さらに『宋代史研究』

『高麗朝官僚制の研究』において、宋朝における財政機構の變遷、高麗朝における宋朝官僚制度の繼受などに關する一連の諸研究を發表された。本書『宋・高麗制度史研究』は前記二著に對する繼續研究の位置を占める勞作であって、ここには周藤氏が後年に手掛けられた幾つかの主要な研究領域がほぼ網羅的に示されているものといってよい。逆にいうと、本書は周藤氏の逝去によって惜しくも中斷されてしまった諸研究の拾遺といった側面を持ち、やや成書としての體例を失している部分も少なくはないが、その點にはむしろ、最期まで第一線の研究者であられた周藤氏の意欲と情熱とを認めるべきであろう。

要するに本書は周藤氏晩年の諸研究を收錄した第九册目の研究論文集であって、周藤氏の切り開かれた研究領域は廣く、それだけに殘された研究課題も多いが、その學的遺志は廣く後學によって繼承されていかなければならないのである。

備　考

（1）本書一七五頁に『宋會要輯稿』食貨・青苗、神宗・熙寧二年九月四日條の記事を引用し、その一節に「制置三司條例司言、……其給常平廣惠倉錢、依陝西青苗錢法、於夏秋未熟已前、約逐處收成時酌中約價、比定預支每斗價、召民願請。……詔常平廣惠倉等見錢、依陝西出俵青苗錢例、取當年以前十年內逐色斛斗一年豐熟時最低實直價例、立定預支、召人戶情願請領」と見えているが、この條、酌中と最低とでは文意が照應しない。恐らくは最抵實直價例（最も實直に抵たるの價例、一番リーズナブルな價格例）と讀むべきであろう。

（2）本書二八二頁以降に『宋會要輯稿』職官二十七、太府寺・提舉諸司庫務の記事を引用し、その一節に「今錄提舉司爲首、所領者列於次。後置都提舉市易司、庫務事干者改隸焉」と見えているが、この「後置都提舉市易司、庫務事干者改隸焉」の文言は前段「今錄提舉司爲首、所領者列於次」に對する追記であろう。神宗・熙寧五年七月十四日には在京商稅院・雜賣場・雜買務を提舉在京市易務の管轄下に移屬し、續いて六年十月二日には提舉在京市易務を都提舉市易司に改めて諸州の市易務をその管轄下に移屬しているので、前段「今錄提舉司爲首、所領者列於次」の今とはこれ以前の官制を記述したものということになろう。なお周藤氏はこの一節を「今錄提舉司爲首所領者、列於次」と句斷し、「今は提舉司に首めから領せられているものを次に列する」と解するが、取らない。

（3）本書四七八頁に『高麗史』卷九十三、韓彥恭傳の記事を紹介し、「成宗はかれに御史禮官侍郎判禮賓省事を授けた」と見えているが、この「御史禮官侍郎」（底本ママ）は「御事禮官侍郎」の誤りであろう。高麗國では成宗元年に、廣評省の官制を改めて御事都省を設立し、その專門部局として選・民・禮・兵・刑・工の六官を設立したが、これは上國宋朝の尙書都省、および吏・戶・禮・兵・刑・工の六部の官制を避けての命名である。もっともその後の事大關係の變遷により、成宗十四年には宋朝の官制を犯して御事の呼稱を尙書に改め、尙書都省、および吏・戶・禮・兵・刑・工の六部の官制を施行しているので、このとき御事禮官は尙書禮部に改められた。

（4）本書四八四頁に王沖墓誌を引用し、その一節に「自承宣至尙

書、參裁銓選十三度」（銓選を參裁すること十三度）と見えていることについては既に本文において言及した。周藤氏はこの裁字を載に改め、「自承宣至尚書、參裁（載）、銓選十三度（承宣より尚書に至るまでの三年に、十三度の人事選考を行った）と句斷するが、取らない。『高麗史』仁宗世家によると、王冲の遷官は樞密院副使（十七年十二月）、同知樞密院事（十八年十二月）、知樞密院事（十九年十二月）、吏部尚書（二十年十二月）となっているので、この點からも三載の解釋は成り立たないもののようである。

（5）本書五三九頁以下に崔致遠「檄黄巢書」を引用し、その一節に「陶太尉鋭於破敵、楊司空嚴可稱神」と見えているが、この陶太尉とは東晉の陶侃を指し、楊司空とは隋の楊素を指す。陶侃は張昌・陳敏・杜弢・蘇峻の亂を次々と平定し、官侍中・太尉に至った名將である（『晉書』卷六十六、陶侃傳）。楊素は隋朝による陳國平定の際の作戰軍司令官（行軍元帥）の一人であるが、長江を下って進軍する彼を望見した陳人は「清河公卽江神也」といって懼れたという（『隋書』卷四十八、楊素傳）。もっとも楊素は司空ではなく、司徒を以て官に卒している。周藤氏はこの一節を「……陶、太尉鋭於破敵、楊司空嚴可稱神」と句斷し、太尉を高駢、楊司空を時の樞密使楊復光と解するが、取らない。

正誤表

三	2	「上司」	↓「上戶」
六〇	6	「往索」	↓「住索」
九二	10	「これ收索して」	↓「これを收索して」
一四三	2	「膏盲之疾」	↓「膏盲之疾」
二六五	2	「客戶舊無貸法蓋、防遷徙」	↓「客戶舊無貸法、蓋防遷徙」
三〇六	12	「古入親民擧差者」	↓「合入親民擧差者」
四三	4	「二十七日」	↓「二十七月」
四三三	1	「札部尚書」	↓「禮部尚書」
四三七	3	「蘇頲」	↓「蘇廷」
四五五	12	「制勅敕」	↓「制敕院」
五三〇	28	「張咸又」	↓「張咸乂」
五三九	5	「噫唐虞已降、苗扈弗賓無良、無賴之徒、不義不忠之輩、爾曹所作何代而無遠、則有劉曜・王敦覬覦簪室、近則有祿山・朱泚吠噪皇家」	↓「噫唐虞已降、苗扈弗賓、無良無賴之徒、不義不忠之輩、爾曹所作、何代而無、遠則有劉曜・王敦、覬覦簪室、近則有祿山・朱泚、吠噪皇家」

一九九二年六月　東京　汲古書院
A5判　六四〇頁　一三、〇〇〇圓